

青森県報

号外第十二号

平成二十四年
三月二十八日
(水曜日)

目 次

条 例

| | |
|--|---|
| 青森県特定保険業認可申請手数料徴収条例 | 三 |
| 青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例 | 四 |
| 青森県下水道法施行条例 | 六 |
| 青森県公営住宅法施行条例 | 九 |
| 青森県特別会計条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県部等設置条例の一部を改正する条例 | 四 |
| 青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例 | 四 |
| 青森県附屬機関に関する条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 七 |
| 職員の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県税条例の一部を改正する条例 | 五 |
| 青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例 | 七 |
| 青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例 | 七 |
| 青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 七 |

(健康福祉課) 三

(環境政策課) 三

(県民生活課) 七

(税務課) 五

(総務学事課) 三

(同) 七

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

| | |
|---|---|
| 青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県港湾管理条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県都市公園条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県営住宅条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 職員の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 職員給与の特例に関する条例の一部を改正する条例 | 三 |
| 青森県立高等学校授業料、受講料、入学科及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例 | 三 |

(医療業務課) 三

(同) 三

(保健衛生課) 三

(同) 三

(高年齢福祉課) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(林政課) 三

(道路課) 三

(港湾空港課) 三

(都市計画課) 三

(建築住宅課) 三

(工業振興課) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(病院長) 三

(経営企画室) 三

(教育課) 三

(職員福利課) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

(同) 三

| | | |
|--|--------------------|-----|
| 青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例…………… | (教) 教 育 員 課 庁 …… | … 三 |
| 青森県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例…………… | (教) 教 育 課 庁 …… | … 三 |
| 青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例…………… | (生) 生 涯 学 習 課 庁 …… | … 三 |
| 青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例…………… | (保) 保 護 課 庁 …… | … 三 |
| 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例…………… | (警) 警 察 本 部 …… | … 四 |
| 青森県りんご県外出荷規格条例を廃止する条例…………… | (運) 運 転 免 許 課 …… | … 五 |
| 青森県酪農振興センター条例を廃止する条例…………… | (果) 果 樹 課 …… | … 七 |
| 青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… | (畜) 畜 産 課 …… | … 七 |
| | (議) 議 会 事 務 局 …… | … 七 |

青森県特定保険業認可申請手数料徴収条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十一号

青森県特定保険業認可申請手数料徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定による特定保険業の認可の申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定保険業認可申請手数料の納入)

第二条 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項の規定による特定保険業の認可を受けようとする者は、五十万円の特定保険業認可申請手数料を納入しなければならない。

(特定保険業認可申請手数料の納入方法)

第三条 特定保険業認可申請手数料の納入は、青森県収入証紙をもってしなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成二十五年十一月三十日限り、その効力を失つ。

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十二号

青森県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）において使用する用語の例による。

(標識の寸法)

第三条 法第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）、法第三十四条第七項（法第三十条第五項第十二項において準用する場合を含む。）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第三十七条第二項ただし書に規定する標識の

寸法は、次の表の上欄に掲げる標識の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

| 特定猟具使用制限区域の標識 | | 特定猟具使用禁止区域の標識 | | 休猟区の標識 | | 特別保護地区の標識 | | 鳥獣保護区の標識 | | 指定猟法禁止区域の標識 | 標識 | |
|-------------------|--|--|-------------------|--|--|--|--|--|--|-------------------|----|---|
| 制札 | 制札 | 標柱 | 制札 | 標柱 | 制札 | 標柱 | 制札 | 標柱 | 制札 | 制札 | 寸法 | 法 |
| 一辺 三〇センチメートル以上 | 長辺 短辺 四三センチメートル以上 三六センチメートル以上 | 長辺 短辺 二〇〇センチメートル以上 九センチメートル以上 | 一辺 三〇センチメートル以上 | 長辺 短辺 一二〇センチメートル以上 九センチメートル以上 | 長辺 短辺 四五センチメートル以上 三六センチメートル以上 | 長辺 短辺 二〇〇センチメートル以上 九センチメートル以上 | 長辺 短辺 四五センチメートル以上 三六センチメートル以上 | 長辺 短辺 二〇〇センチメートル以上 九センチメートル以上 | 長辺 短辺 二〇〇センチメートル以上 九センチメートル以上 | 一辺 三〇センチメートル以上 | | |

| | | |
|-------------|----|----------------------------------|
| 特別保護指定区域の標識 | 制札 | 短辺 七〇センチメートル以上 長辺 九〇センチメートル以上 |
|-------------|----|----------------------------------|

2 知事は、既存工作物を利用した効果的な設置ができる場合その他特別の事情があると認められた場合で、標識が容易に視認されるときは、前項の標識の寸法に關して必要な特例を定めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、標識の寸法に關し必要な事項は、規則で定める。

(施行事項)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県下水道法施行条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十三号

青森県下水道法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

（下水道の構造の技術上の基準）

第三条 法第七条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する県が管理する公共下水道又は流域下水道の構造に係る条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の基準

イ 堅固で耐久力を有する構造とすること。

ロ コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

ハ 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他地下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

ニ 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

ホ 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可とう継手の設置その他の規則で定める措置が講じられていること。

二 排水施設の構造の基準

イ 排水管の内径及び排水きよの断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとすること。

ロ 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢上の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。

ハ 暗きよその他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。

二 暗きよである構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管きよの清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。

ホ まず又はマンホールには、蓋（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができる蓋）を設けること。

三 処理施設（終末処理場であるものに限る。以下同じ。）の構造の基準

イ 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。

ロ 汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設をいう。以下同じ。）は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置が講じられていること。

2 前項の規定は、次に掲げる公共下水道又は流域下水道については、適用しない。

一 工事を施行するために仮に設けられる公共下水道又は流域下水道

二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる公共下水道又は流域下水道

（終末処理場の維持管理の基準）

第四条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による県が管理する公共下水道又は流域下水道の終末

処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること。

- 二 沈砂池又は沈殿池の泥ために砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 前二号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
- 四 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。
- 五 前号のほか、汚泥処理施設には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残さい物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう規則で定める措置を講ずること。

(施行事項)

第五条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県公営住宅法施行条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第十四号

青森県公営住宅法施行条例

(趣旨)

第一条 この条例は、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(公営住宅及び共同施設の整備基準)

第三条 法第五条第一項及び第二項に規定する県が行う公営住宅の整備及び共同施設の整備に係る条例で定める整備基準は、別表のとおりとする。

2 知事は、災害時において緊急に公営住宅の整備又は共同施設の整備をする必要がある場合その他特別の事情があると認めた場合は、前項の整備基準に関して必要な特例を定めることができる。

(施行事項)

第四条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

別表(第三条関係)

一 公営住宅及び共同施設の共通の整備基準

イ 周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮すること。

ロ 安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるようにすること。

ハ 敷地の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通

勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものとする。

ニ 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、地盤の改良、擁壁の設置等安全上必

必要な措置が講じられていること。

水 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていること。

へ 建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮すること。

二 公営住宅の整備基準

| 区分 | 基準 |
|-----------|---|
| 住棟その他の建築物 | 敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及び私生活の平穩の確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置とすること。 |
| 住宅 | <ol style="list-style-type: none">1 防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていること。2 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていること。3 床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていること。4 構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るためのものとして規則で定める措置が講じられていること。5 給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるためのものとして規則で定める措置が講じられていること。 |
| 住戸 | <ol style="list-style-type: none">1 一戸の床面積の合計（共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。）は、二十五平方メートル以上とすること。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、十九平方メートル以上とすること。 |

三 共同施設の整備基準

| 区分 | 基準 |
|--------|--|
| 児童遊園 | 位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものとする。 |
| 集会所 | 位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものとする。 |
| 広場及び緑地 | 位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものとする。 |
| 通路 | 敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状態に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保 |
| 住戸内の各部 | <p>2 各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていること。</p> <p>ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。</p> <p>3 各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るものとして規則で定める措置が講じられていること。</p> |
| 共用部分 | <p>移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるためのものとして規則で定める措置が講じられていること。</p> <p>通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るものとして規則で定める措置が講じられていること。</p> |
| 共用部分 | <p>1 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていること。</p> <p>2 入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。</p> |
| 附帯施設 | <p>1 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていること。</p> <p>2 入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものとする。</p> |

2 全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものとする。こと。
2 階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていること。

青森県特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十五号

青森県特別会計条例の一部を改正する条例

青森県特別会計条例（昭和三十九年四月青森県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「青森県肢体不自由児施設特別会計」を「青森県医療療育センター特別会計」に、「病院事業、肢体不自由児施設事業及び重症心身障害児施設事業」を「医療療育センター事業」に改め、「診療収入」の下に「給付費収入」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（青森県職員定数条例の一部改正）

2 青森県職員定数条例（昭和二十四年九月青森県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「青森県肢体不自由児施設特別会計」を「青森県医療療育センター特別会計」に改める。

青森県部等設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十六号

青森県部等設置条例の一部を改正する条例

青森県部等設置条例（昭和三十七年三月青森県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中(五)を(六)とし、(四)次に次のように加える。

(五) 高圧ガス等の保安に関する事項

第二条第五号(二)中「及び高圧ガス等の保安」を削る。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第十七号

青森県地域県民局及び行政機関設置条例の一部を改正する条例

青森県地域県民局及び行政機関設置条例（昭和三十六年一月青森県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項第二号中「県民税の」の下に「利子割、」を加える。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前において、東青地域県民局以外の地域県民局長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為のうち、県民税の利子割に関する事務に係るものは、東青地域県民局長が行った行政処分その他の行為又は当該長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第十八号

青森県附属機関に関する条例の一部を改正する条例

青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年一月青森県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一青森県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

| | | | | | | |
|-------------------|--|-------------------|-------------------|------|-------------------|-------------------|
| 青森県障害児通所給付費等不服審査会 | 知事の諮問に応じ、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法（以下この項において「準用障害者自立支援法」という。）第九十八条第一項の規定により、児童福祉法第五十六条の五の五第一項の審査請求の事件を取り扱うこと。 | 準用障害者自立支援法の規定による。 | 準用障害者自立支援法の規定による。 | 五人以内 | 準用障害者自立支援法の規定による。 | 準用障害者自立支援法の規定による。 |
|-------------------|--|-------------------|-------------------|------|-------------------|-------------------|

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員の給与に関する条例（昭和二十七年九月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十三号とし、第四十八号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 障害児通所給付費等不服審査会委員

第五条中「第八十一号」を「第八十二号」に改める。

第十一条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第二障害者介護給付費等不服審査会委員の項の次に次のように加える。

障害児通所給付費等不服審査会委員

同

九、八〇〇円

(特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中第八十二号を第八十三号とし、第四十八号から第八十一号までを一号ずつ繰り下げ、第四十七号の次に次の一号を加える。

四十八 障害児通所給付費等不服審査会委員

第三条第一項中「第八十一号」を「第八十二号」に改める。

第四条中「第一条第八十二号」を「第一条第八十三号」に改める。

別表第三中「障害者介護給付費等不服審査会委員」を「障害者介護給付費等不服審査会委員」に改める。
障害児通所給付費等不服審査会委員

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例（平成十一年十二月青森県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条中「第三号」を「第四号」に、「市町村内」を「市町村の区域内」に改め、「むつ市及び」を削り、「それぞれ当該市村」を「同村」に改め、同条第一号中「並びに同条第三項の規定による当該指示に従わない旨の公表」を削り、同条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 家庭用品品質表示法第四条第三項の規定による同条第一項の指示に従わない旨の公表に関する事。

第二十八条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、知事は、六ヶ所村長と協議するところにより、同項に規定する事務（同項第二号、第四号及び第五号に掲げるものに限る。）を処理することができる。

第三十四条第二号中「不認証の決定」を「認証の決定等」に改め、同条第三号中「届出書の受理」を「設立の登記の届出の受理及び同法第十三条第三項（同法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による設立の認証の取消し」に改め、同条第八号中「不認証の決定の通知並びに」を「認証の決定等の通知、」に改め、「軽微な事項に係る」を削り、「受理」の下に「並びに同条第七項の規定による登記事項証明書の受理」を加え、同条第九号中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「役員名簿等及び定款等の受理並びに同条第二項の規定による事業報告書等、役員名簿等及び定款等の閲覧」を「の受理」に改め、同条第二十号を同条第二十二号とし、同条第十九号を同条第二十号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十一 青森県特定非営利活動促進法施行条例第二条第六項、第四条第三項及び第九条第三項の規定による補正書の受理に関する事。

第三十四条第十八号を同条第十九号とし、同条第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条第十四号中「不認証の決定」を「認証の決定等」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同条第九号の次に次の一号を加える。

十 特定非営利活動促進法第三十条の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧及び謄写に関すること。

第三十八条第二項第十号を同項第十四号とし、同項第一号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

一 公害防止条例第二十九条第一項の規定による粉じん関係施設の設置の届出の受理及び同条第三項の規定による粉じん関係施設の構造等の変更の届出の受理に関すること。

二 公害防止条例第三十一条の規定による粉じん関係施設について公害防止条例第三十条の基準に従うこと及び粉じん関係施設の使用の一時停止の命令に関すること。

三 公害防止条例第三十二条において準用する公害防止条例第二十三条の規定による氏名等の変更及び粉じん関係施設の使用の廃止の届出の受理に関すること。

四 公害防止条例第三十二条において準用する公害防止条例第二十四条第三項の規定による地位の承継の届出の受理に関すること。

第三十八条第三項第八号から第十一号までを削り、同項第十二号を同項第八号とする。

第二条 青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第四十三条」を「第四十四条」に改める。

第四十三条を第四十四条とし、第二十一条から第四十二条までを一条ずつ繰り下げ、第二十條の次に次の一条を加える。

(旅券法に基づく事務)

第二十一条 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)に基づく事務のうち、次に掲げる事務で、三沢市の区域に住所又は居所の所在地がある者に係るものは、同市が処理することとする。

一 旅券法第三条第一項の規定による一般旅券の発給の申請の受理、同条第二項ただし書の規定による身分上の事実の確認に係る認定、同項第二号の規定による身分上の事実が明らかであることの認定並びに同条第三項の規定による人違いでないこと等の確認並びに書類の提示及び提出の要求に関すること。

二 旅券法第八条第一項の規定による一般旅券の交付に関すること。

三 旅券法第十条第一項ただし書の規定による一般旅券の記載事項の訂正の申請の受理及び同条第四項において準用する同法第八条第一項の規定による一般旅券の交付に関すること。

四 旅券法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補の申請の受理及び同条第三項において準用する同法第八条第一項の規定による一般旅券の交付に関すること。

五 旅券法第十七条第一項の規定による一般旅券の紛失及び焼失の届出の受理、同条第二項の規定による出頭が困難であることの認定並びに同条第三項の規定による人違いでないこと等の確認並びに書類の提示及び提出の要求に関すること。

六 旅券法第十九条第五項の規定による一般旅券の返納及び同条第六項の規定による消印がされた一般旅券の還付に関すること。

七 第一号から第四号までに掲げる事務に係る旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）第三条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する申出の受理並びに同条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する書類及び資料の提示及び提出の要求並びに同令第七条第一項及び第四項に規定する受領証の受理に関すること。

2 前項の場合において、知事は、三沢市長と協議するところにより、同項に規定する事務を処理することができる。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条及び附則第三項の規定は、同年八月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第三十八条第二項に規定する事務（同項第一号から第四号までに掲げる事務で、八戸市の区域に係るものに限る。）に関して、この条例の施行の日前において知事がした処分その他の行為又はこの条例の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為は、八戸市長がした処分その他の行為又は八戸市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 第二条の規定による改正後の青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例第二十一条第一項に規定する事務に関して、第二条の規定の施行の際現に知事に対してなされている申請その他の行為については、なお従前の例による。

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十号

職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与の特例に関する条例（平成十四年三月青森県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十一号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四十三第四号中「本庁工業振興課」を「本庁防災消防課」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。



青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十二号

青森県情報公開条例及び青森県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（青森県情報公開条例の一部改正）

第一条 青森県情報公開条例（平成十一年十二月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「以下同じ。」の下に、「土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二号中「地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社及び地方道路公社」を加える。

第七条第三号八中「地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）」を加え、同条第四号及び第六号中「及び地方独立行政法人」を、「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」に改め、同条第七号中「又は地方独立行政法人」を、「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社」に改める。

第十三条第一項中「地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社」を加える。

第十六条の二の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改め、同条中「県が設立した地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「又は当該地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「当該地方独立行政法人」の下に、「土地開発公社又は地方道路公社」を加える。

附則第八項及び第九項を削る。

（青森県個人情報保護条例の一部改正）

第二条 青森県個人情報保護条例（平成十年十二月青森県条例第五十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「県の」を削る。

第二条第二号中「以下同じ。」の下に、「土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。以下同じ。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をい

う。以下同じ。）」を加え、同条第三号中「地方独立行政法人」の下に「並びに県が設立した土地開発公社及び地方道路公社」を加え、同条第五号中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社及び地方道路公社」を加える。

第六条第四項第一号中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を加える。

第十八条第一項中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社、地方住宅供給公社（地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十一条第一項第四号八中「地方独立行政法人」の下に「土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」を加え、同項第五号及び第七号中「及び地方独立行政法人」を「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社及び地方住宅供給公社」に改め、同項第八号中「又は地方独立行政法人」を「地方独立行政法人、土地開発公社、地方道路公社又は地方住宅供給公社」に改める。

第三十五条の二の見出し中「地方独立行政法人」を「地方独立行政法人等」に改め、同条中「県が設立した地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「又は当該地方独立行政法人」の下に「土地開発公社若しくは地方道路公社」を、「当該地方独立行政法人」の下に「土地開発公社又は地方道路公社」を加える。

附則第五項から第八項までを削る。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の青森県情報公開条例（以下「改正後の情報公開条例」という。）第二条第二号に規定する行政文書のうち、県が設立した土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社をいう。）及び地方道路公社（地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社をいう。）の役員若しくは職員（以下「県設立公社の役員

員」という。)が作成し、又は取得したものの(以下「県設立公社の行政文書」という。)に係る改正後の情報公開条例第二章の規定は、次に掲げる県設立公社の行政文書について適用する。

- 一 平成十三年一月一日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書
- 二 平成十三年一月一日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の行政文書のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の行政文書の検索に必要な資料が整備されているもの

3 第二条の規定による改正後の青森県個人情報保護条例(以下「改正後の個人情報保護条例」という。)第二条第五号に規定する保有個人情報のうち、県設立公社の役職員が作成し、又は取得したものの(以下「県設立公社の保有個人情報」という。)に係る改正後の個人情報保護条例第二章第二節の規定は、次に掲げる県設立公社の保有個人情報について適用する。

- 一 平成十三年一月一日以後に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報
- 二 平成十三年一月一日前に県設立公社の役職員が作成し、又は取得した県設立公社の保有個人情報のうち、永久に保存することとされているものであって、目録等当該県設立公社の保有個人情報の検索に必要な資料が整備されているもの

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十三号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第五十三条の二第三項中「に同項」を「又は法第二十條の九の三第三項の規定による更正請求書に第一項」に、「の記載があり、かつ、」を「並びに」に改め、同条第四項中「第五十三条第四項」を「第五十三条第三十九項」に改める。

第七十一条第一号中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第九十八条中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

附則第六条を次のように改める。

第六条 削除

附則第九条中「七百十六円」を「四百十一円」に改める。

附則第十七条中「附則第十七条」を「附則第十八条」に改め、同条を附則第十八条とし、附則第十六条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災からの復興施策の財源確保に係る個人の県民税の均等割の税率の特例）

第十七条 平成二十六年から平成三十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第四十一条の規定にかかわらず、同条に規定する額に五百円を加算した額とする。

附則

1 この条例は、平成二十五年一月一日から施行する。ただし、第五十三条の二の改正規定並びに附則第十七条の改正規定及び同条を附則第十八条とし、附則第十六条の次に一条を加える改正規定並びに附則第四項の規定は公布の日から、第九十八条の改正規定及び附則第九条の改正規定並びに附則第五項の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例第十条の二第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした改正前の青森県県税条例第十条の二第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

3 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（改正前の青森県県税条例第四十七条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る同条例附則第六条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 改正後の青森県県税条例第五十三条の二第三項の規定は、第五十三条の二の改正規定の施行の日以後に同条例第五十三条の二第一項の法人税割額に係る県民税の申告書の提出期限が到来する法人の県民税について適用し、当該提出期限が同日前に到来した法人の県民税については、なお従前の例による。

5 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第二十四号

青森県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

青森県特定非営利活動促進法施行条例（平成十年十月青森県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二章の規定」を削る。

第二条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とし、同条第三項中「前項第三号」を「前項第二号」に

改め、同条に次の二項を加える。

5 法第十条第三項に規定する軽微な不備は、内容の同一性に影響を与えない範囲のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとする。

6 法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

一 申請者の氏名及び住所又は居所

二 設立しようとする特定非営利活動法人の名称

三 補正の内容

第三条を次のように改める。

(認証等の決定に係る期間)

第三条 法第十二条第二項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する期間は、一月とする。

第四条の見出し中「認証申請」を「認証申請等」に改め、同条に次の三項を加える。

2 第二条第五項の規定は、法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について準用する。

3 法第二十五条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 補正の内容

4 法第二十五条第六項の規定による届出は、規則で定めるところにより、届出書を知事に提出して行わなければならない。

第五条第一項中「第二十九条第一項」を「第二十九条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 特定非営利活動法人は、設立又は合併の登記をしたときは、規則で定めるところにより、当該設立又は合併の認証に係る法第十三条第二項の登記に関する書類の写し及び法第十四条又は第三十五条第一項の財産目録を知事に提出しなければならない。

第六条の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同条中「第二十九条第二項」を「第三十条」に改め、「閲覧」の下に「又は謄写」を加え、同条に次の一項を加える。

2 法第三十条の規定により謄写の請求をする者は、当該謄写に代えて同条に規定する書類の写しの交付を受けることができる。この場合において、当該書類の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用の額として知事が定める額を負担しなければならない。

第九条第二項中「前項」を「前項」に改め、「について」の下に「同条第五項の規定は法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項に規定する軽微な不備について」を加え、同条に次の一項を加える。

3 法第三十四条第五項において準用する法第十条第三項の規定による補正は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した補正書を知事に提出して行わなければならない。

一 合併しようとする特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 補正の内容

第十条を次のように改める。

(認定特定非営利活動法人の認定申請)

第十条 特定非営利活動法人は、法第四十四条第一項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 設立の年月日

三 その他規則で定める事項

第十四条中「第二章の規定」を削り、同条を第二十条とする。

第十三条第一項中「法第二十八条第二項の規定による事業報告書等、財産目録及び役員名簿等の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法第二十八条第三項の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

二 法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧

三 法第五十二条第四項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による事業報告書等、役員名簿及び定款等の閲覧

四 法第五十四条第五項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の閲覧

第十三条を第十九条とする。

第十二条第一項第一号中「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「及び役員名簿等」を削り、同項第三号中「財産目録及び貸借対照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、同項に次の一号を加える。

四 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の作成

第十二条を第十八条とする。

第十一条第一項第一号中「第十四条」の下に「（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同項第二号中「（同項に規定する事業報告書等をいう。以下同じ。）及び役員名簿等（同項に規定する役員名簿等をいう。以下同じ。）」を削り、同項第三号中「財産目録及び貸借対

照表」を「貸借対照表及び財産目録」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

三 法第二十八条第二項の規定による役員名簿及び定款等の備置き

第十一条第一項に次の二号を加える。

五 法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による書類の備置き

六 法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による書類の備置き

第十一条を第十七条とし、第十条の次に次の六条を加える。

（認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請）

第十一条 認定特定非営利活動法人は、法第五十一条第二項の有効期間の更新を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 認定特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 認定の有効期間の満了の日

三 その他規則で定める事項

（認定特定非営利活動法人の定款変更の届出等）

第十二条 認定特定非営利活動法人に係る第四条第四項及び第五条第一項の規定の適用については、第四条第四項中「法第二十五条第六項」とあるのは

「法第五十二条第一項の規定により読み替えて適用される法第二十五条第六項」と、第五条第一項中「法第二十九条」とあるのは「法第五十二条

第一項の規定により読み替えて適用される法第二十九条」とする。

2 法第五十二条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出)

第十三条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、法第五十四条第三項の書類にあつては遅滞なく、同条第四項の書類にあつては事前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の閲覧等)

第十四条 第六条の規定は、法第五十六条の規定による閲覧及び謄写について準用する。

(仮認定特定非営利活動法人の仮認定申請等)

第十五条 特定非営利活動法人は、法第五十八条第一項の仮認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名

二 設立の年月日

三 その他規則で定める事項

2 第六条、第十二条及び第十三条の規定は、仮認定特定非営利活動法人について準用する。

(認定特定非営利活動法人等の合併の認定申請)

第十六条 認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人は、法第六十三条第一項又は第二項の認定を受けようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 合併しようとする認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人の名称及び代表者の氏名
- 二 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 三 合併後存続する特定非営利活動法人又は合併によって設立する特定非営利活動法人の事業の概要
- 四 その他規則で定める事項

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二条第二項及び第三項の改正規定は、同年七月九日から施行する。

青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県浄化槽保守点検業者登録条例及び青森県屋外広告物条例の一部を改正する条例

(青森県浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正)

第一条 青森県浄化槽保守点検業者登録条例(昭和六十一年三月青森県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第四号中「前三号」の下に「又は次号」を加える。

(青森県屋外広告物条例の一部改正)

第二条 青森県屋外広告物条例(昭和五十年十二月青森県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項第四号中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその役員の名）」を加える。

第三十条第一項第五号中「前各号」の下に「又は次号」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十六号

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県薬事法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県薬事法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第二十五号及び第二十六号を削り、同条第二十七号を同条第二十五号とし、同条第二十八号中「（改正法附則第十三条第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）」を削り、同号を同条第二十六号とし、同条第二十九号中「許可」の下に「及び改正法附則第十三条第二項において準用する改正法附則第十条の規定によりなおその効力を有することとされる旧法第二十四条第二項の規定による配置販売業の許可の更新」を加え、同号を同条第二十七号とし、同条第三十号中「及び第十五条」を削り、同号を同条第二十八号とし、同条第三十一号中「第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第三十二号中「第十四条及び第十五条」を「及び第十四条」に改め、同号を同条第三十号とし、同条第三十三号中「第一条から第四条まで」を「第三条」に改め、同号を同条第三十一号とし、同条第三十四号中「第一条から第四条まで」を「第三条」に改め、同号を同条第三十二号とする。

別表第十三号中「第二条、第五条若しくは第十条」を「第十条（改正法附則第十三条第二項において準用する場合を含む。）」に、「第十四条若しくは第十五条」を「若しくは第十四条」に改め、同表第二十九号及び第三十号中「第十四条若しくは第十五条」を「若しくは第十四条」に、「第二条から第四条まで」を「第三条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年六月一日から施行する。

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十八号

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例の一部を改正する条例

青森県保健師・助産師・看護師修学資金貸与条例（昭和三十七年四月青森県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第六号中「重症心身障害児施設」を「障害児入所施設（同法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設で、同法第七条第二項に規定する重症心身障害児に対して治療等を行うものに限る。次号において「重症心身障害児入所施設」という。）」に改め、同項第七号中「第七条第六項」を「第六条の二第三項」に、「重症心身障害児施設」を「重症心身障害児入所施設」に改め、同項第十号中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を改正する条例

第一条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例（平成十七年七月青森県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号リ中「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「同条第二十二項」を「同条第二十三項」に改める。

第二条 青森県入浴施設におけるレジオネラ症の発生の予防に関する条例の一部を次のように改正する。

第二条第四号口中「第六条の二第二項」を「第六条の二第二項に規定する児童発達支援又は同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所及び同法第六条の三第二項」に改め、同号チ中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改め、同号リ中「同条第二十二項」を「同条第二十六項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十号

青森県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

青森県食品衛生法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

(食品衛生検査施設の設備及び職員配置の基準)

第二条 県が設置する法第二十九条第三項の食品衛生検査施設に係る食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第八条第一項に規定する設備及び職員配置の基準は、次のとおりとする。

一 設備

イ 理化学検査室、微生物検査室、動物飼育室、事務室等を設けること。

ロ 純水装置、定温乾燥器、デンプフリーザー、電気炉、ガスクロマトグラフ、分光光度計、高圧滅菌器、乾熱滅菌器、恒温培養器、嫌気培養

装置、恒温槽その他の検査又は試験のために必要な機械及び器具を備えること。

二 職員の配置 検査又は試験のために必要な職員を置くこと。

別表第一中「第二条」を「第三条」に改める。

別表第二中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第三十一号

青森県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県介護保険財政安定化基金条例（平成十二年三月青森県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 基金は、第四条に定めるもののほか、法附則第十条第一項の規定に基づきその一部を取り崩す場合に限り、これを処分することができる。

附則第三項を削る。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第三十二号

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例

青森県後期高齢者医療財政安定化基金条例（平成二十年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第五条中「第百十六条第一項各号に掲げる事業」の下に「及び法附則第十四条の二に規定する事業」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十三号

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

青森県介護職員処遇改善等臨時特例基金条例（平成二十一年十月青森県条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十四年七月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十四号

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県介護保険法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「いづ。（）及び」を「いづ。（）、「」に、「」の規定」を「）及び健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第二十六条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）の規定」に改め、「掲げる事務」の下に「並びに指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「第三十四号省令」という。）（第四十三条第二項、第四十七条第二項、第六十二条第八項、第六十四条第二項、第六十五条、第九十条第七項、第九十一条第二項及び第九十二条並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第二十六号。以下「第三十六号省令」という。）（第六条第二項、第十条第一項、第四十四条第八項、第四十五条第二項、第四十六条、第七十条第七項、第七十一条第二項及び第七十二条に規定する研修に関する事務」を加え、同条第五号を次のように改める。

五 法第百十五条の三十五第二項及び旧法第百十五条の三十五第二項の規定による介護サービス情報の公表並びに法第百十五条の三十五第三項及び旧法第百十五条の三十五第三項の規定による介護サービス情報の調査に関する事務

第一条第七号から第十号までを削る。

第三条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「第三項」を「並びに前項」に改め、「第四項の規定により指定調査機関に納入された介護サービス情報調査手数料並びに前項の規定により指定情報公表センターに納入された介護サービス情報公表手数料」を削り、「指定研修実施機関、指定調査機関又は指定情報公表センター」を「又は指定研修実施機関」に改め、同項を同条第四項とする。

第四条中「介護支援専門員更新研修受講手数料、介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料」を「及び介護支援専門員更新研修受講手数料」に、「指定研修実施機関、指定調査機関又は指定情報公表センター」を「又は指定研修実施機関」に改める。

別表第一号中

千円

を

七百元

に改め、同表第七号中「第百十五条の三十五第一項」の下に「又は旧法第百十五条

の三十五第一項」を加え、「二万円」を「四千元」に改め、同表第八号中「第百十五条の三十五第二項」を「第百十五条の三十五第三項又は旧法第百十五条の三十五第三項」に、「二万四千元」を「二万円」に改め、同表第十号中「基準第四十三条第二項」を「第三十四号省令第四十三条第二項」に、「及び第九十一条第二項並びに予防基準」を「若しくは第九十一条第二項又は第三十六号省令」に、「及び第七十一条第二項」を「若しくは第七十一条第二項」に改め、同表第十一号中「基準第六十三条第八項及び予防基準」を「第三十四号省令第六十三条第八項又は第三十六号省令」に改め、同表第十二号中「基準第六十五条及び第九十二条並びに予防基準第四十六条及び」を「第三十四号省令第六十五条若しくは第九十二条又は第三十六号省令第四十六条若しくは」に改め、同表第十三号中「基準第九十条第七項及び予防基準」を「第三十四号省令第九十条第七項又は第三十六号省令」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前において介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の三十五第一項の規定により報告を行つべきであつた者に係る介護サービス情報公表手数料及び介護サービス情報調査手数料については、なお従前の例による。

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申 吾

青森県条例第二十五号

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県児童福祉法関係費用の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「第三十一条、第六十三条の二又は第六十三条の三」を「又は第三十一条」に改める。

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日前の期間に係る児童福祉施設入所等費用については、なお従前の例による。

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県医療療育センター条例の一部を改正する条例

青森県医療療育センター条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 肢体不自由児及び重症心身障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。

二 肢体不自由児及び重症心身障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。

第一条第一項第四号中「及び保健指導」を、「保健指導等」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）を問わず、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。

五 障害者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。

第二条第二項中「前項第二号から第四号まで」を「前項第二号に掲げる業務（重症心身障害児に係るものに限る。）並びに同項第三号、第五号及び第六号」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 医療療育センターにおいて児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第一項に規定する障害児通所支援若しくは同法第七条第二項に規定する障害児入所支援又は障害者自立支援法第五条第六項に規定する療養介護、同条第七項に規定する生活介護若しくは同条第八項に規定する短期入所を受けた者は、別表第二に定める使用料を納入しなければならない。ただし、児童福祉法第二十一条の六若しくは第二十七条第一項第三号、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条又は知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の四第一項若しくは第十六条第一項第二号の規定による措置に係る場合は、この限りでない。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第三条関係）

| 区分 | 金額 |
|----|----|
|----|----|

| | |
|----------|--|
| 障害児通所支援料 | 児童福祉法第二十一条の五の三第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 |
| 障害児入所支援料 | 児童福祉法第二十四条の二第二項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 |
| 療養介護料 | 障害者自立支援法第二十九条第三項第一号の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額 |
| 生活介護料 | |
| 短期入所料 | |

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県医療療育センター条例第三条第二項及び別表第二の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に受ける障害児通所支援若しくは障害児入所支援又は療養介護、生活介護若しくは短期入所に係る使用料について適用し、施行日前に受けた肢体不自由児施設支援若しくは重症心身障害児施設支援又は短期入所に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 平成二十三年十月一日から施行日の前日までの間に受けた短期入所に係る使用料に係る前項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の青森県医療療育センター条例第三条第二項の規定の適用については、同項中「第五条第八項」とあるのは、「第五条第九項」とする。

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第二十七号

青森県立精神保健福祉センター条例の一部を改正する条例

青森県立精神保健福祉センター条例（平成六年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「第二十二條第二項」の下に「又は第五十一條の七第二項」を加え、「同條第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二條第一項又は第五十一條の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同條第十一号中「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一條の十一」を加える。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十八号

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例

青森県発電用施設等所在市町村等企業導入促進基金条例（平成六年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第一条中 平成十六年二月六日 文部科学省 告示第一号 を 平成二十三年四月十三日 文部科学省 告示第一号 に、「第二条第八号」を「第二条第十号」に改める。
経済産業省 告示第一号 経済産業省 告示第一号

附則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第二十九号

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例の一部を改正する条例

青森県森林整備地域活動支援交付金基金条例（平成十四年三月青森県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林経営計画」に、「準用する」を「読み替えて準用する」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十号

青森県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青森県道路占用料等徴収条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「第七条第八号」を「第七条第九号」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第二条関係）

| 物 | 法第三十二条第一項 第一号に掲げる工作 | 占用物件 | | | | | | | | | 占用料 | | |
|---|------------------------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|--------|-----------------|----------------|--------------|-----------------|------|
| | | 第一種電柱 | 第二種電柱 | 第三種電柱 | 第一種電話柱 | 第二種電話柱 | 第三種電話柱 | その他の柱類 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 地下に設ける電線その他の線類 | 単位 | 市の区域 町及び村の区域 | |
| | | 第一種電柱 | 第二種電柱 | 第三種電柱 | 第一種電話柱 | 第二種電話柱 | 第三種電話柱 | その他の柱類 | 共架電線その他上空に設ける線類 | 地下に設ける電線その他の線類 | 一本につき一年 | 五六〇円 | 四六〇円 |
| | | | | | | | | | | | 長さ一メートルにつき一年 | 八六〇円 | 七〇〇円 |
| | | | | | | | | | | | | 一、二〇〇円 | 九五〇円 |
| | | | | | | | | | | | | 五〇〇円 | 四一〇円 |
| | | | | | | | | | | | | 八〇〇円 | 六五〇円 |
| | | | | | | | | | | | | 一、一〇〇円 | 九〇〇円 |
| | | | | | | | | | | | | 五〇円 | 四一円 |
| | | | | | | | | | | | | 五円 | 四円 |
| | | | | | | | | | | | | 三円 | 二円 |

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|--|------------------|--------|------|--|--|--|--|--|-----------|--|------------------|------|------|
| 法第三十二条第一項 第二号に掲げる物件 | | | | | | | | | | 路上に設ける変圧器 | | 一個につき一年 | 四九〇円 | 四〇〇円 |
| | | | | | | | | | | 地下に設ける変圧器 | | 占用面積一平方メートルにつき一年 | 三〇〇円 | 二五〇円 |
| 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | | 一個につき一年 | 一、〇〇〇円 | 八二〇円 | | | | | | | | | | |
| 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 表示面積一平方メートルにつき一年 | 四二〇円 | 三四〇円 | | | | | | | | | | |
| 広告塔 | | 占用面積一平方メートルにつき一年 | 二、〇〇〇円 | 九九〇円 | | | | | | | | | | |
| その他のもの | | 一、〇〇〇円 | 八二〇円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・〇七メートル未満のもの | | 二一円 | 一七円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの | | 三〇円 | 二五円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの | | 四五円 | 三七円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの | | 六〇円 | 四九円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの | | 九〇円 | 七四円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの | | 一一〇円 | 九八円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの | | 二二〇円 | 一七〇円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの | | 三〇〇円 | 二五〇円 | | | | | | | | | | | |
| 外径が一メートル以上のもの | | 六〇〇円 | 四九〇円 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|--------------------------|------------------|-------------------------|--------------------------|------------------|----------|------------------|----------------|-------------------------|----------------|
| | | | | 法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設 | | 法第三十二条第一項 | | 法第三十二条第一項 | | 法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設 | |
| 旗ざお | 標識 | 看板（アーチであるものを除く。） | | その他のもの | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その他のもの | 地下に設ける通路 | 上空に設ける通路 | 地下街及び地下室 | | |
| | | 一時的に設けるもの | その他のもの | | | | | | 階数が一のもの | 階数が二のもの | 階数が三以上のもの |
| に設けるもの | | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 占用面積一平方メートルにつき一日 | | 占用面積一平方メートルにつき一月 | | 占用面積一平方メートルにつき一年 | | Aに〇・〇〇四を乗じて得た額 | |
| 一本につき一日 | 一本につき一年 | 表示面積一平方メートルにつき一年 | 表示面積一平方メートルにつき一月 | 表示面積一平方メートルにつき一月 | 表示面積一平方メートルにつき一日 | 一、〇〇〇円 | 六二〇円 | 一、〇〇〇円 | Aに〇・〇〇八を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇七を乗じて得た額 | Aに〇・〇〇四を乗じて得た額 |
| 二二〇円 | 八〇〇円 | 二、〇〇〇円 | 二〇〇円 | 二〇〇円 | 二二〇円 | 八二〇円 | 三〇〇円 | 四九〇円 | | | 八二〇円 |
| 一〇円 | 六五〇円 | 九九〇円 | 九九円 | 九九円 | 一〇円 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|---------|--------------------------|---------------|------|-----|
| 令第七条第一号に掲げる物件 | 幕（令第七条第二号に掲げる工事用施設であるものを除く。） | | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 一本につき一月 | 二〇〇円 | 九九円 |
| | その他のもの | その他のもの | その面積一平方メートルにつき一日 | 二〇円 | 一〇円 | |
| アーチ | 車道を横断するもの | 一基につき一月 | 二、〇〇〇円 | 九九〇円 | | |
| | その他のもの | その他のもの | 一、〇〇〇円 | 四九〇円 | | |
| 令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料 | 占有面積一平方メートルにつき一月 | | 二〇〇円 | 九九円 | | |
| | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | | 一〇〇円 | 八二円 | | |
| 令第七条第六号に掲げる施設 | 上空に設けるもの | | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | | |
| | その他のもの | | Aに〇・〇二八を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | | |
| 令第七条第七号に掲げる施設 | 建築物 | | Aに〇・〇一六を乗じて得た額 | Aに〇・〇二を乗じて得た額 | | |
| | | | | | | |

附 則

改める。
別表の備考第六号中「第七号第十一号」を「第七号第六号に掲げる施設のうち同号に規定する特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十一号」に

| | | | |
|-----------------------|--------------------------------------|----------------|----------------|
| 令第七条第十号に掲げる器具 | トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの | Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇二八を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | |
| 令第七条第九号に掲げる応急仮設建築物 | トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇二八を乗じて得た額 |
| | 上空に設けるもの | | |
| 令第七条第八号に掲げる施設及び自動車駐車場 | 建築物 | Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇二八を乗じて得た額 |
| | その他のもの | | |

占有面積一平方メートルにつき一年

| | | | |
|----------------|----------------|----------------|----------------|
| Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇一六を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 |
| Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇一六を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 |
| Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇一六を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 |
| Aに○・〇二八を乗じて得た額 | Aに○・〇一六を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 | Aに○・〇一四を乗じて得た額 |

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可に係る占用料（青森県道路占用料等徴収条例第二条ただし書の規定の適用を受ける占用料のうち平成二十四年度以降の年度分に係るものを除く。）については、なお従前の例による。

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第四十一号

青森県港湾管理条例の一部を改正する条例

青森県港湾管理条例（昭和三十九年七月青森県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中

| | |
|-----------|-------------------------|
| 大湊港大平地区 | 船舶の長さ一メートルにつき 月額 二千三十七円 |
| 大湊港大平地区 | 船舶の長さ一メートルにつき 月額 二千三十七円 |
| 野辺地港野辺地地区 | 船舶の長さ一メートルにつき 月額 千四百十七円 |

を
に改め、同表第

十一号中
大湊港

船舶の長さ一メートルにつき 月額 千三百三円
を

| | |
|------|-------------------------|
| 大湊港 | 船舶の長さ一メートルにつき 月額 千三百三円 |
| 野辺地港 | 船舶の長さ一メートルにつき 月額 千二百六十円 |

に改め、同表第

十四号中「二十四円」を「二十一円」に、「三十四円」を「三十円」に、「五十一円」を「四十五円」に、「六十七円」を「六十円」に、「年額 百円」を「年額 九十円」に、「百三十円」を「百二十円」に、「二百四十円」を「二百十円」に、「三百四十円」を「三百円」に、「六百七十円」を「六百円」に、「二十円」を「十七円」に、「二十九円」を「二十五円」に、「四十三円」を「三十七円」に、「五十七円」を「四十九円」に、「八十六円」を「七十四円」に、「百十円」を「九十八円」に、「二百円」を「百七十円」に、「二百九十円」を「二百五十円」に、「五百七十円」を「四百九十円」に改め、同表の備考の第十四号中「及び大湊港大平地区」を「大湊港大平地区及び野辺地港野辺地地区」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日の翌日から起算して三十日を経過した日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受けている港湾施設用地の使用の許可に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県条例第四十二号

青森県都市公園条例の一部を改正する条例

青森県都市公園条例（昭和五十三年三月青森県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一新青森県総合運動公園の項中「洋弓場」を「洋弓場
球技場」に改める。

別表第二第二号アの表中「千円」を「千円」に、「四百七十円」を「四百二十円」に、「九百元」を「八百円」に、「百二十五円」を「百円」に改める。

別表第二第五号アの表中

| | | | | | |
|-------------|-------|---------|--------|---------|----|
| 洋 弓 場 | 九百十円 | 二万五千百十円 | 千二百五十円 | 二万五千百十円 | を |
| 球 技 場 | 九百十円 | 二万五千百十円 | 千二百五十円 | 二万五千百十円 | に改 |
| | 五百七十円 | 三千四十円 | 七百八十円 | 三千四十円 | |

め、同表の備考に次のように加える。

5 球技場の照明設備又は電光表示板を使用する場合は、次の表に定める金額を加算する。

| 電 光 表 示 板 | 照 明 設 備 | | 区 分 |
|-----------------------|---------------------------------|----------------------------|---|
| | 半 灯 | 全 灯 | |
| 千 百 円 | 七 百 八 十 円 | 千 五 百 七 十 円 | 体育・スポーツに使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき |
| 二 千 二 百 円 | 九 千 四 百 二 十 円 | | 営利を目的とするとき 一時間につき |
| 二 千 二 百 円 | 千 五 百 七 十 円 | 三 千 百 四 十 円 | 体育・スポーツ以外に使用する場合 営利を目的としないとき 一時間につき |
| 二 千 二 百 円 | 九 千 四 百 二 十 円 | | 営利を目的とするとき 一時間につき |

附 則

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に受けている占用の許可又は現に成立している占用の協議に係る使用料のうち、この条例の施行の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

青森県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十三号

青森県営住宅条例の一部を改正する条例

青森県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(入居者資格)

第四条 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 入居者又は同居者に次のいずれかに該当する者がある場合
 - イ 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ロ 戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの
 - ハ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第一百七号）第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - ニ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成十三年法律第六十三号）第二条に規定するハンセン病療養所入所者等
ホ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの
 - 二 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合
 - 三 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合
- 2 法第二十三条第一号イに規定する条例で定める金額は、二十一万四千円とする。
 - 3 法第二十三条第一号ロに規定する条例で定める金額は、十五万八千円とする。
 - 4 県営住宅の入居者は、法第二十三条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。
 - 一 その者が老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者でない場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
 - 二 その者又はその同居者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員

ロ 法第三十二条第一項第二号の規定に該当することにより同項の規定による明渡し請求を受け、かつ、県営住宅の未納の家賃がある者
第五条中「第二十三条及び前条第二項の」を「第二十三条各号及び前条第四項各号に掲げる」に改める。

第二十八条第一項中「前条第五項（同条第六項）」を「前条第六項（同条第七項）」に改める。

附則に次の一項を加える。

6 次の表の上欄に掲げる期間における第四条第一項第二号の規定の適用については、同号中「六十歳以上」とあるのは、同表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | |
|----------------------------|------------------------|
| 平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで | 平成二十四年三月三十一日において五十六歳以上 |
| 平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで | 平成二十五年三月三十一日において五十七歳以上 |
| 平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで | 平成二十六年三月三十一日において五十八歳以上 |
| 平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで | 平成二十七年三月三十一日において五十九歳以上 |

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第二十八条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県条例第四十四号

青森県知事 三 村 申 吾

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

青森県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和四十一年十二月青森県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、職員が次に掲げる場合に該当するときは、その勤務しない一時間につき、勤務一時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

一 その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部について勤務しないことの承認を受けて勤務しない場合

二 病院事業の業務に従事する職員にあつては、大学その他の教育施設における修学のため一週間の勤務時間の一部について勤務しないことの承認を受けて勤務しない場合

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

職員給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十五号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年七月青森県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項中「に定める基準に従い」を「で定める基準を参酌して」に改め、同条第三項中「に従い」を「を参酌して」に改める。

第十一条の五中「に従い」を「を参酌して」に改める。

第二十二条を第二十六条とする。

第二十一条の四を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（県費負担教職員に係る事務処理）

第二十五条 県費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員をいう。）に係る次に掲げる事務は、各市町村が処理することとする。

一 住居手当の支給に関する事務のうち、第九条の四第三項の規定による人事委員会規則に基づく事務であつて、教育委員会規則で定めるものに関すること。

二 通勤手当の支給に関する事務のうち、第十条第九項の規定による人事委員会規則に基づく事務であつて、教育委員会規則で定めるものに関すること。

第二十一条の三を第二十三条とし、第二十一条の二を第二十二条とする。

附 則

この条例は、平成二十四年七月一日から施行する。ただし、第十一条の四及び第十一条の五の改正規定は、同年四月一日から施行する。

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十六号

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例の一部を改正する条例

青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例（昭和四十年三月青森県条例第七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

青森県立高等学校授業料等徴収条例

第一条中「受講料」の下に「聴講料」を加える。

第二条中「別表」を「別表第一」に改め、同条に次の一項を加える。

2 県は、別表第二に定めるところにより、県立高等学校の科目履修生から聴講料を徴収する。

第四条中「別表」を「別表第一」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「当該入学した」を「入学した」に、「終り」を「終わり」に改め、同条第二号中「（学年）」を「（当該学年）」に改める。

第六条に次の一項を加える。

3 聴講料は、聴講前に、青森県収入証紙をもって納付しなければならない。

別表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第二条関係）

| 区分 | 聴 | | 講 | | 料（一科目につき） | |
|-----------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| | 一科目当たりの単位数が一単位の場合 | 一科目当たりの単位数が二単位の場合 | 一科目当たりの単位数が三単位の場合 | 一科目当たりの単位数が四単位の場合 | 一科目当たりの単位数が五単位の場合 | |
| 定時制の課程の科目 | 千七百五十円 | 三千五百円 | 五千二百五十円 | 七千円 | 八千七百五十円 | |
| 通信制の課程の科目 | 三百十円 | 六百二十円 | 九百三十円 | 千二百四十円 | 千五百五十円 | |

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第四十七号

青森県学校職員定数条例の一部を改正する条例

青森県学校職員定数条例（昭和三十六年三月青森県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中「三、〇七五人」を「三、〇一一人」に、「二八七人」を「二八六六」に、「一、一六五人」を「一、一七六六」に、「三、四五六六」を「三、四一三六」に、「五、五七六六」を「五、四一八六」に、「三、四八三六」を「三、一三三八六」に改める。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十八号

青森県立図書館協議会設置条例の一部を改正する条例

青森県立図書館協議会設置条例（昭和二十七年九月青森県条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委員の任命の基準）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第四十九号

青森県立郷土館協議会条例の一部を改正する条例

青森県立郷土館協議会条例（昭和四十八年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とする。

第二条中「協議会の委員（以下「委員」という。）」を「委員」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。

（委員の任命の基準）

第二条 協議会の委員（以下「委員」という。）の任命の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十号

青森県警察職員定員条例の一部を改正する条例

青森県警察職員定員条例（昭和二十九年六月青森県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表中「一九七人」を「一九八人」に、「六四三人」を「六五一人」に、「六六五人」を「六七二人」に、「六八四人」を「六九二人」に、「二、二八六人」を「二、三〇〇人」に、「二、六七二人」を「二、六九六人」に改める。

附則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三村 申吾

青森県条例第五十一号

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

十八 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付に関する事務

第五条に次の一項を加える。

2 知事は、運転免許証の交付を受けた者が地震、火災、水害等の災害により、当該運転免許証を紛失し、焼失し、又は著しく損傷したときは、その

者に係る運転免許証再交付手数料を免除することができる。

別表第九号中

| | |
|--------|-----|
| 千八百五十円 | 二千円 |
|--------|-----|

を

| | |
|------|------|
| 千六百円 | 千九百円 |
|------|------|

に、「四千九百五十円」を

「四千六百円」に、「八千六百五十円」を「七千七百円」に、

| | |
|-------|-----|
| 二千五百円 | 二千円 |
|-------|-----|

を

| | |
|------|------|
| 千八百円 | 千九百円 |
|------|------|

に、「二千四百円」を「二千二百円」に、

「三千四百円」を「三千五十円」に、

| | |
|---------------------------------|-----|
| 法第九十七条の二第一項 の規定の適用を受ける場 合 | 二千円 |
|---------------------------------|-----|

を

| | |
|---|--------|
| 法第九十七条の二第一項 第二号に該当して同項の 規定の適用を受ける場合 | 千七百五十円 |
|---|--------|

に、「二千九百五十円」を「三千五十円」に、

法第九十七条の二第一項
第三号に該当して同項の
規定の適用を受ける場合

千九百円

| | |
|-------|--------|
| 二千五十円 | 千六百五十円 |
|-------|--------|

を

| | |
|------|------|
| 千九百円 | 千五百円 |
|------|------|

に、「四千五百円」を「四千六百円」に、

「七千七百円」を「七千六百五十円」に、

| | |
|-----|--------|
| 二千円 | 千六百五十円 |
|-----|--------|

を

| | |
|------|--------|
| 千七百円 | 千五百五十円 |
|------|--------|

に、「三千百円」を「三千円」に、「四千七

百五十円」を「四千五百五十円」に改め、同表第十号中「三千九百五十円」を「三千八百五十円」に、「七千六百五十円」を「六千九百五十円」に、「四千三百円」を「四千五十円」に、「五千三百円」を「四千九百円」に改め、同表第十一号中「千七百円」を「千五百五十円」に、「三千三百五十円」を「三千百円」に改め、同表第十二号中「二千百円」を「二千五十円」に、「千二百円」を「千百円」に改め、同表第十三号中「三千六百五十円」を「三千六百円」に、「千二百円」を「千百円」に改め、同表第十七号中「二万四千七百円」を「二万三千五百円」に、「二万五百円」を「二万九千六百五十円」に、「一万四千百円」を「一万四千五百円」に、「二万二千四百五十円」を「二万二千八百五十円」に改め、同表第十九号中「一万五千六百五十円」を「一万五千円」に、「二万二千五百五十円」を「二万二千八百円」に、「九千五百円」を「九千四百五十円」に、「一万三千三百円」を「一万二千八百五十円」に改め、同表第二十号中「二千五十円」を「千九百五十円」に、「三千五十円」を「二千八百円」に、「千九百円」を「千七百円」

に、「三千五百五十円」を「三千二百五十円」に、「千五百円」を「千円」に改め、同表第二十一号中「二千五百五十円」を「二千五百円」に改め、同表第二十二号中「六百円」を「五百五十円」に改め、同表第二十四号中「二千六百五十円」を「二千四百円」に改め、同表第二十五号中「二千六百円」を「二千四百五十円」に、「二千三百円」を「二千二百円」に、「四千二百円」を「四千百五十円」に、「四千百円」を「四千五十円」に、「講習一時間について 千三百五十円」を「講習一時間について 千四百円」に、「講習一時間について 千二百円」を「講習一時間について 千二百五十円」に、「講習一時間について 七百五十円」を「講習一時間について 六百五十円」に、「二千百五十円」を「二百円」に、「二千八百円」を「二千七百五十円」に、「二千七百元」を「二千六百元」に、「二千五百五十円」を「二千四百五十円」に、

| | |
|-----|------|
| 七百元 | 千五十円 |
|-----|------|

| | |
|-------|-----|
| 九百五十円 | 六百元 |
|-------|-----|

に、「千七百円」を「千五百円」に、

| |
|------|
| 千七百円 |
|------|

| |
|------|
| 千五百円 |
|------|

に改め、同表に次のように加える。

「千五十円」を「九百五十円」に、「一万三千四百円」を「一万三千三百五十円」に、「九千四百円」を「九千二百円」に、

| | | |
|--|----------------------|-----------|
| <p>二十七 道路交通法施行規則第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けようとする者</p> | <p>運転経歴証明書再交付手数料</p> | <p>千円</p> |
|--|----------------------|-----------|

別表の備考の第二号の表イ中「三千九百五十円」を「三千七百五十円」に、「千三百五十円」を「千三百円」に、「四千六百円」を「四千四百五十円」に改め、同表口中「七千五十円」を「七千円」に、「六千七百五十円」を「六千四百円」に、「二千二百五十円」を「二千二百円」に、「七千九百五十円」を「七千八百円」に改め、同表八及び二中「二千五百円」を「二千百円」に、「千九百円」を「千八百五十円」に改め、同表ホ中「二千二百円」を「二千二百五十円」に、「千九百五十円」を「二千円」に、「二千五十円」を「二千二百五十円」に改め、同表ヘ中「二千二百円」を「千八百五十円」に、

| | |
|---------|--------|
| 二千円 | 二千円 |
| 二千四百五十円 | 千九百五十円 |

に、「三千二百円」を「三

| | | |
|--------|--------|------|
| 千三百円 | 千三百五十円 | 千三百円 |
| 千四百五十円 | 千四百円 | 千五百円 |

に、「二千円」を「千九百円」に改め、同表

| |
|--------|
| 千二百五十円 |
| 千三百五十円 |

| | | |
|----|-------------|--------|
| 八中 | 千二百五十円 | 千二百五十円 |
| | を | |
| | 千三百円 | 千三百円 |
| | に改め、同表二及び水中 | |

| | | |
|--|----------------------|--------|
| 十円」に、「千二百円」を「千五百五十円」に改め、同表ト中「二千七百五十円」を「二千七百円」に改め、同備考の第五号の表イ中「九千二百円」を | 千二百五十円 | 千二百五十円 |
| | を | |
| | 千二百五十円 | 千二百円 |
| | に改め、同表ハ中「千四百円」を「千三百五 | |

「八千六百円」に、「六千三百五十円」を「六千五百円」に、「三千七百五十円」を「三千八百五十円」に、「九千七百五十円」を「九千四百円」に改め、同表ロ中「三千五十円」を「三千円」に、「二千六百円」を「二千五百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前になされた申請に係る手数料については、なお従前の例による。

青森県りんご県外出荷規格条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県りんご県外出荷規格条例を廃止する条例

青森県りんご県外出荷規格条例（昭和四十五年三月青森県条例第十五号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県酪農振興センター条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第五十三号

青森県酪農振興センター条例を廃止する条例

青森県酪農振興センター条例（昭和四十四年三月青森県条例第四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

（青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部改正）

2 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げる。

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第五十四号

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例

青森県議会議員の議員報酬の特例に関する条例（平成二十三年五月青森県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭